

東京ヴェルディ大人のサッカースクール規約



第1条 【名称および所在地】

当サッカースクールは、東京ヴェルディサッカースクール(以下本スクールという)と称し、事務局を東京都稲城市矢野口4015-1東京ヴェルディ株式会社内に置く。

第2条 【目的および指導方針】

本スクールは、サッカーの指導を通して、人格の育成ならびに健全な心身の鍛錬を行うとともに、会員相互の親睦を図りながら、地域スポーツの振興に寄与することを目的とする。

第3条 【入会資格および手続き】

本スクールに入会できる者は、本スクールの趣旨に賛同する18歳以上の者とする。入会希望者は、所定の手続きにより本スクール事務局に対して入会を申し込む。

第4条 【会費】

会員は、別に定める入会金、年会費および月謝を所定の期日迄に納入しなければならない。月謝滞納が3ヶ月続いた場合は退会とみなすことができる。ただし、会員は退会の時期に関わらず、滞納している月謝を全額支払わなければならない。また、一旦納入した入会金、年会費および月謝等は、理由の如何を問わず返還しない。

第5条 【月謝支払】

毎月25日に、参加クラスに応じた所定の月謝を請求する。

会員は、本スクールで利用する「Sgrum」にクレジットカードまたはデビットカードを登録したうえで支払いを行わなければならない。振込による対応は受け付けない。

第6条 【領収書】

本スクールでは、Sgrum内での決済によるものについて領収書の発行を行わない。

第7条 【遵守事項】

会員は、次のことを守らなければならない。

(1)本スクール内の秩序、規則、コーチの指示。

(2)本スクール会場近辺や、公共交通機関内で周囲の迷惑になる行動を取らないこと。

第8条 【活動期間】

本スクールの活動期間は、原則として毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、夏休み(7月下旬~8月)、冬休み(12月下旬~1月上旬)、春休み(3月下旬~4月上旬)は原則的に休校とする。

第9条 【各種連絡事項の案内】

本スクールの中止や年度更新手続き等の重要な事項を含む各種連絡はSgrumにより行うものとする。

会員自身の責任に起因する確認不足により被った損害・不利益について、本スクールは一切の補償や補填を行わない。

第10条 【休会】

会員は、本スクールを休会する場合には、休会を希望する前月の15日（土曜日・日曜日・祝日の場合は直前の平日）までに、本スクール事務局宛てに所定の「休会届」を提出しなければならない。なお3月の年度更新時のみ、提出期限は1ヶ月早まる。期日を過ぎた場合は、原則として次月での対応となる。休会期間中の月謝は3,000円（税込）となる。

第11条 【退会】

会員は、本スクールを退会する場合には、退会を希望する月の15日（土曜日・日曜日・祝日の場合は直前の平日）までに、本スクール事務局宛てに所定の退会届を提出しなければならない。なお3月の年度更新時のみ、提出期限は1ヶ月早まる。期日を過ぎた場合は、次月での対応となる。

第12条 【閉校】

天災地変、社会情勢の変化、その他通常のサッカースクール運営を継続することが困難となる事由が生じた場合は、本スクールを休校、もしくは閉校することがある。

第13条 【登録更新】

次年度への在籍登録は、自動更新とする。卒業の場合には自動退会となる。

第14条 【負傷時の処置】

会員が、本スクールでの練習時に負傷した場合には、本スクールが応急処置を施す。ただし、その後の治療、入院、通院等については本人もしくは保護者が責任を負う。なお、本スクールはスポーツ傷害保険に加入している。加入の手続き、その後の保険業務手続きおよび保険料負担は本スクールが行う。

第15条 【除名】

本スクールは、本規約に違反した者や、本スクールの名誉を損なう等会員としてふさわしくないと判断された者を退会させることができる。

第16条 【免責】

本スクール内の諸規則や指導者の指示に従わないで起きた事故、盗難等について本スクールは一切の責任を負わない。また、スクール開始前や終了後に発生した事故、盗難等についても責任を負わない。

スクールでの忘れ物については原則として各会場へ預け、保管方法・期間等については会場の規則に従うものとする。破棄の対象となった場合でも一切の補償を行わない。なお、ヴェルディグラウンド校での忘れ物については保管期限を1ヶ月とする。

第17条 【付則】

本スクールは、必要に応じて隨時、本規約を改正することができるとともに、本規約に関する事項について細則を定めることができる。

第18条 【発効および改定】

この規約は、2012年4月1日より発効する。2022年3月改定。